

政策体系	政策No.	6	政策名	共生・協働のまちづくり			施策主管課	企画政策課		
	施策No.	4	施策名	男女共同参画の推進	重点施策		施策主管課長名	川路 和幸		
施策関係課名		市民課、児童福祉課、総務課、生涯学習課								
1 基本計画期間(平成20年度～平成24年度)における施策の方針 男女共同参画社会の形成に向けて、「霧島市男女共同参画計画」を推進することで成果の向上を目指す。										
2 施策の目的と成果把握										
① 対象 (この施策は、誰、何を対象としているのか)		市民								
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
A	人口	人	見込み値	127,871	128,128	128,383	128,640	128,868	129,098	
			実績値	127,773	127,450	127,662	127,487			
B	事業所数 ※事業所数は、事業所・企業統計調査結果H21から経済センサス(事業所数については、最新のデータである平成18年の事業所数を採用した。)	事業所	見込み値		4,150		4,100		4,050	
			実績値	4,527	4,527	4,527				
③ 意図 (この施策によって対象をどう変えるのか)		男女が自らの意思によって社会に共同参画をしている。								
④ 成果指標 (意図の達成度を表す指標)		◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%～105%未満) △目標を未達成(95%未満)								
		単位	区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	%	成り行き値	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3	
			目標値	13.5	13.0	12.5	11.5	11.0	10.0	
			実績値	13.5	8.7	8.4	7.4			
			達成率	100%	133%	133%	136%			
			結果	○	◎	◎	◎			
B	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	%	成り行き値	15.2	15.6	15.8	16.0	16.2	16.4	
			目標値	17.0	18.0	19.0	21.0	23.0	25.0	
			実績値	20.3	22.6	28.6	30.0			
			達成率	119%	126%	151%	143%			
			結果	◎	◎	◎	◎			
C	方針決定過程に参画している女性の割合	%	成り行き値	20.3	20.4	20.4	20.4	21.4	21.4	
			目標値	21.0	23.0	25.0	27.0	29.0	31.0	
			実績値	18.4	19.6	20.5	20.9			
			達成率	88%	85%	82%	77%			
			結果	△	△	△	△			
D	市内の事業所における女性管理職の割合	%	成り行き値	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5	
			目標値	2.0	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	
			実績値	1.9	2.6	1.9	1.7			
			達成率	95%	130%	76%	57%			
			結果	○	◎	△	△			
E			成り行き値							
			目標値							
			実績値							
			達成率							
			結果							
⑤ 成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)		⑥ 平成24年度の目標値設定の考え方								
・A…DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた経験のある市民の割合 ※男女共同参画に関する市民意識調査 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 ・B…社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 ※総合計画進行管理に係る市民意識調査 ・C…方針決定過程に参画している女性の割合 ※市の審議会・委員会等への女性委員、自治会、PTAに参画している女性の割合→県が依頼する女性公職参加状況調査 ・D…市内の事業所における女性管理職の割合 ※従業員30名以上の市内事業所に対するアンケートにより把握		A ・DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合については、被害者救済のための相談体制の整備を図るとともに、予防と根絶に向けた啓発活動の実施により3.9ポイントの減少を目指す。 B ・「社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合」については、男女平等の実現に向けた教育、学習の推進及び広報・啓発活動の実施により9.8ポイントの成果向上を目指す。 C ・「方針決定過程に参画している女性の割合」については、男女があらゆる分野において利益を享受することができ、共に責任を担い、男女平等を実質的に実現するため、10.7ポイントの成果向上を目指す。 D ・「市内の事業所における女性管理職の割合」については、県内平均の10.3%(平成16年度)と比較するとかなり低い現状にあり、さらなる啓発向上を図ることに、2.1ポイントの成果向上を目指す。 E								

<p>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題(総合計画書より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた体制整備を図り、誰もが安心して暮らせるようにする必要がある。 ・真の男女平等の実現に向けた教育、学習を推進する必要がある。 ・男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成し、政策・方針決定過程への女性の参画を促進する必要がある。 ・就労場における男女間の待遇等の格差解消を図る必要がある。 ・男女を問わず、育児や介護、その他の家庭活動を担い、仕事との両立ができるよう支援を行う必要がある。 ・条例の制定など男女共同参画を推進する体制・仕組みの充実強化を図る必要がある。 			
<p>4 施策の特性・状況変化・住民意見等</p> <p>① この施策の役割分担をどう考えるか(協働による市民と行政の役割分担)</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>※男女が社会的に形成された性別に縛られず、各人の個性や能力に基づいて共同参画できる社会づくりに寄与するように努める。(男女共同参画社会基本法:平成11年6月23日公布・施行)</p> <p>■市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進を図る。 <p>■県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画の策定義務。 <p>■国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画の策定義務。 ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。 ・法制上、財政上の措置、年次報告。 </td> <td> <p>イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割</p> <p>※男女が社会的に形成された性別に縛られず、各人の個性や能力に基づいて共同参画できる社会づくりに寄与するように努める。(男女共同参画社会基本法:平成11年6月23日公布・施行)</p> <p>■国民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の形成に寄与するように努める。 <p>※基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 男女の人権の尊重 ② 社会における制度又は慣行についての配慮 ③ 政策等の立案及び決定への共同参画 ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立 ⑤ 国際的協調 </td> </tr> </table>		<p>ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>※男女が社会的に形成された性別に縛られず、各人の個性や能力に基づいて共同参画できる社会づくりに寄与するように努める。(男女共同参画社会基本法:平成11年6月23日公布・施行)</p> <p>■市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進を図る。 <p>■県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画の策定義務。 <p>■国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画の策定義務。 ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。 ・法制上、財政上の措置、年次報告。 	<p>イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割</p> <p>※男女が社会的に形成された性別に縛られず、各人の個性や能力に基づいて共同参画できる社会づくりに寄与するように努める。(男女共同参画社会基本法:平成11年6月23日公布・施行)</p> <p>■国民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の形成に寄与するように努める。 <p>※基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 男女の人権の尊重 ② 社会における制度又は慣行についての配慮 ③ 政策等の立案及び決定への共同参画 ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立 ⑤ 国際的協調
<p>ア) 行政の役割 (市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)</p> <p>※男女が社会的に形成された性別に縛られず、各人の個性や能力に基づいて共同参画できる社会づくりに寄与するように努める。(男女共同参画社会基本法:平成11年6月23日公布・施行)</p> <p>■市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進を図る。 <p>■県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画の策定義務。 <p>■国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画の策定義務。 ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。 ・法制上、財政上の措置、年次報告。 	<p>イ) 市民(住民、事業所、地域、団体等)の役割</p> <p>※男女が社会的に形成された性別に縛られず、各人の個性や能力に基づいて共同参画できる社会づくりに寄与するように努める。(男女共同参画社会基本法:平成11年6月23日公布・施行)</p> <p>■国民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の形成に寄与するように努める。 <p>※基本理念</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 男女の人権の尊重 ② 社会における制度又は慣行についての配慮 ③ 政策等の立案及び決定への共同参画 ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立 ⑤ 国際的協調 		
<p>② 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等をめざしていく。 ・関係法令(DV防止法、ストーカー防止法、児童虐待防止法、男女雇用機会均等法、少子化対策基本法等)に基づき、具体的な施策展開がなされる。(例)H19. 4. 1男女雇用機会均等法改正:女性の坑内労働可能/間接差別の禁止/妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止) ・市民、事業所、団体、行政等が一体となって取り組むべき施策、事業を具体的に示すとともに、本市における男女共同参画計画がより一層全庁的な取り組みとして展開される推進体制を確立するために、平成19年度に「霧島市男女共同参画計画」を策定した。さらに男女共同参画計画に基づき平成23年度までに「霧島市男女共同参画条例(仮)」の制定に向けて取り組んでいく。 ・国・県の事業所における女性の管理職の割合は少しずつではあるものの増加傾向にある。(国:H16 10.1%→H21 10.5% 県:H16 10.3%→H19 13.6%) ※ただし、本市の調査と対象業種が異なる。 			
<p>③ この施策に対して市民(対象者、納税者、関係者等)、議会からどのような意見や要望が寄せられているか?</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼少時からの教育の中で男女共同参画について取り組まなければ、大人になってから理解を得られるには困難が生じる恐れがある。 ・自治会長等役職登用にあたり女性の積極性が欠けている。 ・各種計画づくりを行政、学識経験者だけで進めてほしくない。 ・DV被害者や人権侵害を受けた人に対する適切なサポートが相談体制、情報提供が必要である。 ・働きたいと願う女性が安心して子どもを産み育てる環境づくりが必要である。 ・固定的な性別役割分担意識をなくしていくような啓発が必要である。 			

<p>5 施策の現状</p> <p>① 平成22年度施策の取組方針</p> <p>ア.平成21年度に策定した「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」に盛り込まれた取組みとして庁内組織の連携体制の充実を図る。</p> <p>イ.「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進及び関係要綱等へのクォータ制の明記を推進する。</p> <p>ウ.男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進を図るために事業所への広報、啓発(学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りながらの男女平等の推進)を行う。</p>	<p>② 平成22年度施策の取組方針の達成状況</p> <p>ア.DV防止及び被害者支援に関する相談窓口を一本化するとともに、児童福祉課の子育て支援推進室にDV相談員を1名配置した。</p> <p>イ.「女性委員登用推進要綱」による計画的な登用促進や委員を委嘱している審議会等の所管課に設置条例、規則等にクォータ制を盛り込むように改正の依頼をした。(審議会等委員の女性の参画状況調査を実施)</p> <p>ウ. 21世紀職業財団・鹿児島労働局雇用均等室による事業所への「仕事と家庭の両立支援普及促進セミナー」の開催案内を市ホームページに掲載した。また事業所にパンフレット等を配布して広報・啓発を行った。</p> <p>エ. 各種研修会(講座・セミナー)等とおして個々の人権を尊重する啓発活動を行った。</p>
--	--

<p>③ 平成22年度施策の目標値と実績値の比較</p> <p>目標達成 ◎ 105%以上 目標をほぼ達成 ○ 95%~105%未満 目標を未達成 △ 95%未満</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">平成22年度成果指標</th> <th rowspan="2">結果</th> </tr> <tr> <th></th> <th>目標値</th> <th>実績値</th> <th>達成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>11.5</td> <td>7.4</td> <td>136.0%</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>21.0</td> <td>30.0</td> <td>143.0%</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>27.0</td> <td>20.9</td> <td>77.0%</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>3.0</td> <td>1.7</td> <td>57.0%</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	平成22年度成果指標				結果		目標値	実績値	達成率	A	11.5	7.4	136.0%	◎	B	21.0	30.0	143.0%	◎	C	27.0	20.9	77.0%	△	D	3.0	1.7	57.0%	△	E					<p>④ 平成22年度施策の成果指標の達成状況及び要因</p> <p>A・DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合は、実績値は平成21年度に比べ1.0ポイント減少し、平成22年度目標を達成することができた。その要因は、DVまたはセクシュアル・ハラスメントが犯罪となる行為をも含む人権侵害であるということが、市報や報道により市民の認識が広がってきている。また、関係機関等の支援の充実により、被害を受けた割合が減少してきた。</p> <p>B・社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合は、実績値は平成21年度に比べ1.4ポイント増加し、平成22年度目標を達成することができた。その要因は、霧島市男女共同参画セミナー(ブロック別・地区別)や男女共同参画基礎講座の実施、男女共同参画に関する広報等により、特に60歳以上の年代において平等になっていると思う割合が増えたこと。</p> <p>C・女性登用の参画拡大の推進の取組状況調査の結果、方針決定過程に参加している女性の割合の実績値は平成21年度に比べ0.4ポイント増加はしているが、平成22年度目標は達成できなかった。その要因は、審議会、委員会等の委員が構成団体からの充て職(会長職)で就任しているものがまだ多く、女性委員が少ないこと、自治会長における女性の割合が低いことによる。</p> <p>D・市内の事業所における女性管理職の割合は、進出企業の市内事業所(30人以上の従業員を有する)を対象に男女共同参画に関する企業実態調査を実施した結果、実績値は平成21年度に比べ0.2ポイント減少しており、平成22年度目標は達成できなかった。その要因として「将来、管理職に就く可能性のある女性はいるが、現在のところその職に就くための在籍年数を満たしていない」等の意見が事業所から寄せられたところである。</p>
平成22年度成果指標				結果																															
	目標値	実績値	達成率																																
A	11.5	7.4	136.0%	◎																															
B	21.0	30.0	143.0%	◎																															
C	27.0	20.9	77.0%	△																															
D	3.0	1.7	57.0%	△																															
E																																			

<p>⑤ 基本事業の目標達成度(平成22年度目標と実績との比較)</p> <p>○=すべての目標値を達成 △=一部の目標値を達成 ×=すべての目標値を未達成</p> <table border="1"> <tr> <td>① 女性の人権の確立を目指す環境整備</td> <td>○</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>② 真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発</td> <td>○</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>③ あらゆる分野への男女共同参画の促進</td> <td>△</td> <td>⑥</td> </tr> </table>	① 女性の人権の確立を目指す環境整備	○	④	② 真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	○	⑤	③ あらゆる分野への男女共同参画の促進	△	⑥
① 女性の人権の確立を目指す環境整備	○	④							
② 真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	○	⑤							
③ あらゆる分野への男女共同参画の促進	△	⑥							

<p>6 平成23年度の施策の取組方針(昨年度マネジメントシートより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済のために、関係機関との連携強化を図る。 ・政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進及び関係要綱等へのクォータ制の明記を推進する。 ・男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るために広報・啓発を行う。 ・男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、広報・啓発・教育を行う。 	<p>7 平成24年度に向けた施策の課題・方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済のために、市関係部署を含め、DV被害者支援職務関係者研修を開催し、DVの実態及び法的支援についての理解を深め、関係機関との連携強化を図る。 ・政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進及び関係要綱等へのクォータ制の明記を推進する。 ・男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るために広報・啓発を行う。 ・男女共同参画社会の形成に向けた意識を醸成するため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、広報・啓発・教育を行う。
--	---

基本事業No.	6-4-1	基本事業名	女性の人権の確立を目指す環境整備	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<ul style="list-style-type: none"> ・DVやセクシュアル・ハラスメント等の問題解決のために相談体制の整備等を図り、あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた取組みを推進する。 ・性差別につながる性・暴力表現を扱ったメディアから青少年やそれに接することを望まない者を守る取組みを推進する。 ・女性の生涯を通じた健康を支援し、健康に関する相談や情報提供を推進する。 	
②対象	市民
③意図	あらゆる形態の暴力の根絶を図る。

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年)
A	DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3
				目標値	13.5	13.0	12.5	11.5	11.0	10.0
				実績値	13.5	8.7	8.4	7.4		
				達成率	100%	133%	133%	136%		
				結果	○	◎	◎	◎		
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

<ul style="list-style-type: none"> ・DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合を、基本計画の最終年度には、10%の率に引き下げることとした。 ・霧島市男女共同参画計画(平成19年度策定)に基づき、DVまたはセクシュアル・ハラスメントの問題解決のために相談体制の整備等を図り、あらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた取組みを推進する。

4 平成22年度基本事業の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に策定した「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」に盛り込まれた取組みとして庁内組織の連携体制の充実を図る。
--

5 平成22年度取組方針の達成状況

<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止及び被害者支援に関する相談窓口を一本化するとともに、児童福祉課の子育て支援推進室にDV相談員を1名配置した。 ・女性のための無料相談の案内を毎月市報に掲載し、ホームページにはDVについて掲載した。 ・国分庁舎1階ロビーにおいて啓発ビデオの放映やDV関係のパネル等を展示した。 ・相談員の養成及び資質の向上のため、各地区民生委員、児童委員を対象に「相談員スキルアップ講座」を7回開催した。

6 平成22年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

<ul style="list-style-type: none"> ・DVまたはセクシュアル・ハラスメントを受けた市民の割合は、実績値は平成21年度に比べ1.0ポイント減少し、平成22年度目標を達成することができた。その要因は、DVまたはセクシュアル・ハラスメントが犯罪となる行為をも含む人権侵害であるということが、市報や報道により市民の認識が広がってきている。また、関係機関等の支援の充実により、被害を受けた割合が減少してきた。

7 平成23年度基本事業の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済のために、関係機関との連携強化を図る。 ・相談事業の広報を効果的に行うため、市内の民間企業等にも相談窓口カードを配布するなど広報の充実を努める。

8 平成24年度に向けた基本事業の課題・方向性

<ul style="list-style-type: none"> ・女性に対するあらゆる形態の暴力の防止と救済のために、市関係部署を含め、DV被害者支援職務関係者研修を開催し、DVの実態及び法的支援についての理解を深め、関係機関との連携強化を図る。 ・相談事業の広報を効果的に行うため、市内の民間企業・病院等に相談窓口カードやリーフレットを配布するなど広報の充実を努める。
--

基本事業No.	6-4-2	基本事業名	真の男女平等の実現に向けた教育・学習の推進及び広報・啓発	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	------------------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に向けた教育・学習及び男女共同参画に関する広報・啓発推進し、市民、事業所、行政における意識の醸成を図る。 ・男女共同参画の視点に立って市の施策を見直し、また慣行等の見直しを促進されるよう働きかける。 	
②対 象	市民・事業所・行政
③意 図	固定的な性別役割分担意識の解消を図る

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年)
					成り行き値	目標値	実績値	達成率	結果	成り行き値
A	社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	%	市民意識調査	成り行き値	15.2	15.6	15.8	16.0	16.2	16.4
				目標値	17.0	18.0	19.0	21.0	23.0	25.0
				実績値	20.3	22.6	28.6	30.0		
				達成率	119%	126%	151%	143%		
				結果	◎	◎	◎	◎		
B				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

・社会全体(霧島市)において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合を、基本計画の最終年度には、25%の水準とすることを目指すこととした。霧島市男女共同参画計画(平成19年度策定)に基づき、男女平等の実現に向けた学習、教育の推進及び広報、啓発を行い、市民・事業所・行政における平等意識の醸成を図ることで、比較的成果水準の高い20代、30代の水準に近づけることとした。

4 平成22年度基本事業の取組方針 **5 平成22年度基本事業の取組方針の達成状況**

<p>・学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りながらの男女平等の推進を図る。</p>	<p>・男女共同参画に関する意識啓発のために市報、市ホームページ及びケーブルテレビを通じて広報・啓発を行った。</p> <p>・市民に男女共同参画理念の浸透と意識啓発を図るため、「男女共同参画セミナー(ブロック別・地区別)」や男女共同参画基礎講座を開催した。</p> <p>・市職員の男女共同参画の視点獲得のため研修を実施した。</p>
--	--

6 平成22年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

・社会全体において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合は、実績値は平成21年度に比べ1.4ポイント増加し、平成22年度目標を達成することができた。その要因は、「霧島市男女共同参画セミナー(ブロック別・地区別)」や男女共同参画基礎講座の実施、男女共同参画に関する広報等により、特に60歳以上の年代において平等になっていると思う割合が増えた。

7 平成23年度基本事業の取組方針 **8 平成24年度に向けた基本事業の課題・方向性**

<p>・男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を図るため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、広報、啓発・教育を行う。</p> <p>・「男女共同参画フォーラム」や「地区別セミナー」を開催し、男女平等の実現に向けた推進を図る。</p>	<p>・男女共同参画社会の形成に向けた意識の醸成を図るため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、男女平等の実現に向けた広報・啓発・教育を行う。</p> <p>・ブロック別セミナー(牧園・霧島)(国分・隼人・福山)、地区別セミナー(自治公民館単位)を開催し、男女平等の実現の推進を図る。</p>
---	---

基本事業No.	6-4-3	基本事業名	あらゆる分野への男女共同参画の促進	基本事業 主担当課	企画政策課
---------	-------	-------	-------------------	--------------	-------

1 基本事業の目的、取組み方針

①基本計画期間における取組み方針（総合計画書より）	
<ul style="list-style-type: none"> 女性のエンパワーメント支援を通じた計画的な人材育成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、地域や暮らしの実感を政策に反映させていく。 男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備やポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施を促進するために、事業主等への理解を求める情報の提供を行う。 仕事と家庭の両立を支援するための各種制度の普及・定着に努めるとともに、家庭や職場・地域などにおける男女共同参画の気運等の醸成を図る。 	
②対象	市民・事業所・行政
③意図	方針決定過程へ女性の参画を図る。

2 基本事業の指標等の推移 ◎目標達成(105%以上) ○目標をほぼ達成(95%~105%未満) △目標を未達成(95%未満)

①成果指標名		単位	②成果指標の測定方法	③数値区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度 (目標年)
A	方針決定過程に参画している女性の割合	%	県が依頼した女性公職参加状況調査	成り行き値	20.3	20.4	20.4	20.4	21.4	21.4
				目標値	21.0	23.0	25.0	27.0	29.0	31.0
				実績値	18.4	19.6	20.5	20.9		
				達成率	88%	85%	82%	77%		
				結果	△	△	△	△		
B	事業所における女性管理職の割合	%	進出企業の従業員30名以上の市内事業所に対する調査	成り行き値	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.5
				目標値	2.0	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0
				実績値	1.9	2.6	1.9	1.7		
				達成率	95%	130%	76%	57%		
				結果	○	◎	△	△		
C				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						
D				成り行き値						
				目標値						
				実績値						
				達成率						
				結果						

3 基本計画期間における基本事業の目標設定の根拠

基本計画の最終年度には、方針決定過程に参画している女性の割合を31%、事業所における女性管理職の割合を4%の率を目指すこととした。霧島市男女共同参画計画（平成19年度策定）に基づき、女性のエンパワーメント支援を通じた計画的な人材育成を図り、方針決定過程への女性の参画を図る。男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進を図るために事業所への広報・啓発を図る。

4 平成22年度基本事業の取組方針

「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進を図る。男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進を図るために事業所への広報・啓発を行う。

5 平成22年度基本事業の取組方針の達成状況

「霧島市女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会等の所管課に「女性委員登用計画書」の提出、審議会等への女性の委員登用の積極的な推進を依頼した。
 ・ 審議会等委員の女性の参画状況調査を行った。(H22・3・31現在)
 ・ 21世紀職業財団・鹿児島労働局雇用均等室による事業所への「仕事と家庭の両立支援普及促進セミナー」開催の案内を市ホームページに掲載した。また事業所にパンフレット等の配布をし、広報・啓発を行った。

6 平成22年度基本事業の成果指標の達成状況及び要因

女性登用の参画拡大の推進取組状況調査の結果、方針決定過程に参加している女性の割合の実績値は平成21年度に比べ0.4ポイント増加はしているが、平成22年度目標は達成できなかった。その要因は、審議会、委員会等の委員が構成団体からの充て職（会長職）で就任しているものが多く、女性委員が少ないこと。自治会長における女性の割合が低いことによる。
 ・ 市内の事業所における女性管理職の割合は、進出企業の市内事業所（30人以上の従業員を有する）を対象に男女共同参画に関する企業実態調査を実施した結果、実績値は平成21年度に比べ0.2ポイント減少しており、平成22年度目標は達成できなかった。その要因として「将来、管理職に就く可能性のある女性はいるが、現在のところその職に就くための在籍年数を満たしていない」等の意見が事業所から寄せられたところである。

7 平成23年度基本事業の取組方針

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進及び関係要綱等へのクォータ制の明記を推進する。
 ・ 男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るため広報・啓発を行う。

8 平成24年度に向けた基本事業の課題・方向性

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため「霧島市女性委員登用推進要綱」による計画的な登用の促進及び関係要綱等へのクォータ制の明記を推進する。
 ・ 審議会等における女性委員の割合を上昇させるための手法（女性リスト資料の作成）等について検討を行う。
 ・ 男女雇用機会均等法に規定された積極的改善措置の推進及びワーク・ライフ・バランスの推進を図るため広報・啓発を行う。